

13 [略]

14 ラジオ受信機のコードの中間部分のように物品、建築物又は画像の一部分の図示を省略しても意匠を明確に表すことができる場合であつて、作図上やむを得ないときは、その部分の記載を省略することができる。この場合において、その省略個所は、2本の平行な1点鎖線で切断したように示す等により明らかにするものとし、図面の記載のみでは意匠を明確に表すことができないときは、物品の一部分の図示を省略した旨又は省略個所の図面上の寸法を願書の「[意匠の説明]」の欄に記載する。

15~18 [略]

19 ふたと本体、さらとわんのように分離することができる物品であつて、その組み合わされたままではその意匠を十分表現することができないものについては、組み合わされた状態における図のほかに、その物品のそれぞれの構成部分について8から10までの図面及び15の図を加える。

20 [略]

21 数棟の建物がある場合のように各棟の図面だけでは位置関係を十分表現することができないものについては各棟の配置を表す図を加える。

22・23 [略]

24 各図の上部には、その種類に応じ「[正面図]」、「[背面図]」、「[左側面図]」、「[右側面図]」、「[平面図]」、「[底面図]」、「[表面図]」、「[裏面図]」、「[展開図]」、「[○○断面図]」、「[○○切断部端面図]」、「[○○拡大図]」、「[斜視図]」、「[正面、平面及び右側面を表す図]」、「[画像図]」、「[画像○○図]」等の表示をする。これらの図が参考図である場合は、その旨も表示する。これらの場合において、複数の図の表示が同一とならないようにする。

12 [略]

13 ラジオ受信機のコードの中間部分のように物品の一部分の図示を省略しても意匠を明確に表すことができる場合であつて、作図上やむを得ないときは、その部分の記載を省略することができる。この場合において、その省略個所は、2本の平行な1点鎖線で切断したように示す等により明らかにするものとし、図面の記載のみでは意匠を明確に表すことができないときは、物品の一部分の図示を省略した旨又は省略個所の図面上の寸法を願書の「[意匠の説明]」の欄に記載する。

14~17 [略]

18 ふたと本体、さらとわんのように分離することができる物品であつて、その組み合わされたままではその意匠を十分表現することができないものについては、組み合わされた状態における図のほかに、その物品のそれぞれの構成部分について8から10までの図面及び14の図を加える。

19 [略]

[新設]

20・21 [略]

22 各図の上部には、その種類に応じ「[正面図]」、「[背面図]」、「[左側面図]」、「[右側面図]」、「[平面図]」、「[底面図]」、「[表面図]」、「[裏面図]」、「[展開図]」、「[○○断面図]」、「[○○切断部端面図]」、「[○○拡大図]」、「[斜視図]」、「[正面、平面及び右側面を表す図]」、「[画像図]」、「[画像○○図]」等の表示をする。これらの図が参考図である場合は、その旨も表示する。これらの場合において、複数の図の表示が同一とならないようになる。

25・26 [略]

27 物品、建築物又は画像の全部又は一部が透明である意匠の図面は、次の要領により作成する。

イ~ハ [略]

様式第7 (第4条関係)

[略]

[備考]

1~3 [略]

4 その他は、様式第6の備考2、3、6、8から13まで、15及び19から26までと同様とする。

様式第8 (第5条関係)

[略]

[備考]

1・2 [略]

3 物品、建築物又は画像の部分について意匠登録を受けようとする場合は、意匠に係る物品、建築物又は画像のうち、意匠登録を受けようとする部分以外の部分を黒色で塗りつぶす等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「[意匠の説明]」の欄に記載する。意匠法第8条において規定する組物の意匠及び同法第8条の2において規定する内装の意匠の部分について意匠登録を受けようとする場合についても同様とする。

4 [略]

5 その他は、様式第6の備考2、3及び25と同様とする。

様式第9 (第6条関係)

[略]

[備考]

1~5 [略]

6 その他は、様式第1の備考6、9、15、様式第2の備考1から4まで、14、16、18、22から24まで及び33から37までと同様とする。

23・24 [略]

25 物品の全部又は一部が透明である意匠の図面は、次の要領により作成する。

イ~ハ [略]

様式第7 (第4条関係)

[略]

[備考]

1~3 [略]

4 その他は、様式第6の備考2、3、6、8から12まで、14及び18から24までと同様とする。

様式第8 (第5条関係)

[略]

[備考]

1・2 [略]

3 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分以外の部分を黒色で塗りつぶす等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「[意匠の説明]」の欄に記載する。

4 [略]

5 その他は、様式第6の備考2、3及び23と同様とする。

様式第9 (第6条関係)

[略]

[備考]

1~5 [略]

6 その他は、様式第1の備考6、9、15、様式第2の備考1から4まで、13、15、17、21から23まで及び32から36までと同様とする。